

文京総合体育館建設基本構想協議会設置要綱

20文区ア第8号 平成20年4月8日 区長決定

(設置)

第1条 文京総合体育館の建て替えに当たり、建て替え後の体育館の建設基本構想について、区民参画による検討を行うため、文京総合体育館建設基本構想協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項について検討する。

- (1) 文京総合体育館の建設基本構想の策定に関すること。
- (2) その他、区長が必要があると認めたこと。

(構成)

第3条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- | | |
|------------------------|------|
| (1) 地区町会連合会の推薦による者 | 3人以内 |
| (2) 青少年対策地区委員会の推薦による者 | 1人 |
| (3) 青少年委員会の推薦による者 | 1人 |
| (4) 体育協会の推薦による者 | 6人以内 |
| (5) 体育指導委員会の推薦による者 | 1人 |
| (6) 財団法人文京アカデミーの推薦による者 | 2人以内 |
| (7) 公募委員 | 5人以内 |
| (8) 区職員 | 2人 |

2 前項第8号の区職員は、区民部長、区民部国体準備等担当課長の職にある者とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、平成21年3月末日までとする。

(座長及び副座長)

第5条 協議会に、座長及び副座長各1人を置く。

- 2 座長は、区民部長とし、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副座長は、区民部国体準備等担当課長とし、座長を補佐し、座長に事故あるときはその職務を代理する。

(幹事)

第6条 協議会に、幹事を置く。

- 2 幹事は、別表1に定める職にある者とする。

(会議)

第7条 協議会は、座長が招集する。

(意見聴取)

第8条 座長は、必要があると認めたときは委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴き助言を受けることができる。

(会議の公開)

第9条 協議会は、公開とする。ただし、協議会の決定により、非公開とすることができる。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、区民部アカデミー推進課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、区民部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年4月8日から施行する。

別表1

区民課長
区民部アカデミー推進課長
施設管理部施設管理課長(技術)
都市計画部計画調整課長
都市計画部建築課長
教育推進部庶務課長